



事業所が行う届出

監査指導部 指定担当



目次

- ・ 新年度の届出の提出期限
- ・ 変更届
- ・ 加算届
- ・ 処遇改善加算
- ・ 指定更新申請
- ・ 休止・再開・廃止届
- ・ その他
- ・ 電子申請届出システム
- ・ 令和6年度報酬改定

新年度の届出の提出期限

令和6年度 処遇改善加算計画書

期限：4月15日（月曜）（必着）

提出方法

- ・前年度と同じ区分で引き続き算定する場合
⇒ e-KOBE（神戸市スマート申請システム）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

- ・新規算定、前年度と別の区分で算定する場合
⇒ 加算届とあわせて郵送等で神戸市福祉局監査指導部 処遇改善加算担当へ提出

※制度・様式が大幅に変更となるため、必ず最新の情報を確認のうえ、手続きを行ってください



新年度の届出の提出期限

前年度の実績等により見直しが必要な加算等の届出

対象：就労系サービスの基本報酬区分の変更（※2）、就労移行支援体制加算、
人員配置体制加算など

期限： 4月15日（月曜）までの提出にご協力ください。※1

- ※1 4月30日（火曜）まで提出可能ですが、審査及び入力作業が5月以降となり、請求時及び仮審査時に加算届が反映されず、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。
- ※2 平均工賃月額区分（Ⅰ型・Ⅱ型、Ⅲ型）、「生産活動等への参加」等を評価する報酬体系の選択（Ⅳ型・Ⅴ型・Ⅵ型）の令和6年度の変更はこの期間以外できません。

届出先：神戸市福祉局監査指導部 障害指定担当

※制度・様式が大幅に変更となるため、必ず最新の情報を確認のうえ、手続きを行ってください

変更届

変更届(様式第2号)

届出が必要なとき

- ・ 運営法人、法人代表者、事業所の名称、住所、電話番号などの変更
- ・ 管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員の氏名、住所などの変更
- ・ 利用定員（※）、運営規程などの変更

※生活介護、就労継続支援、児童系サービス（保育所等訪問支援等除く）の利用定員が増える場合は指定内容の変更申請をしてください。

（新規指定とほぼ同じ手続きが必要）

期限：変更後10日以内（変更日より前に提出はできません）。

届出先：

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4 階

神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

変更届

様式の取得方法

下記のホームページでいくつかの質問に答えると必要な様式がダウンロードできます。（右画像）
※こちらを活用のうえ、届出が必要な変更であるかどうか、ご確認お願い致します。

インターネット検索ワード
「神戸 変更ガイド」

神戸市障害福祉サービス等変更ガイド

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-change>



神戸市 KOBEスマートナビ

神戸市 障害福祉サービス等事業者 変更届

ガイド結果（最終ページ）の右上の「印刷する」ボタンを押し、表示されたページをプリントアウトして変更手続きの書類と一緒に提出してください。

変更届 ガイド

指定事業者が、指定を受けている内容に変更があった時に行う手続きと必要な書類が、サービスごとに特定できます。

質問数の目安: 最大27問

回答時間の目安: おおよそ5分以内

[回答をはじめる](#)

担当部署 / お問い合わせ先
書類提出先
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商中金ビル4階
神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係
電話問い合わせ先
神戸市福祉局監査指導部
訪問系サービス：078-322-6771
訪問系以外：078-322-6265
※訪問系は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援、生活サポート（自立支援ホームヘルプ）、重度障害者入院時コミュニケーション支援、重度身体障害者訪問入浴サービス

様式の取得方法

最後に出てくる右画像のページを印刷し、あわせて提出してください。

神戸市 KOBEスマートナビ

神戸市 / 障害福祉サービス等事業者 / 変更届

[🏠 一覧へ戻る](#)

サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所の変更（就労継続支援B型 従たる事業所なし）

手続き場所

- 神戸市行政事務センター

必要な持ち物

- 様式第2号（障害者）
- 付表11
- 参考様式1（就労B）
- 参考様式2
- 参考様式3
- 参考様式5
- 職務に関連する資格に関する免許証、登録証又は修了証等（写）※ある場合のみ
- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者に関する研修修了証（写）
- 相談支援に関する研修修了証（写）

作成が必要な書類

様式第2号 変更届出書（障害者）

[PDF形式](#) [Excel形式](#)

付表11（就労A）

加算届

加算届（様式第5号 給付費算定に係る体制等に関する届出書）

- ・ 加算の算定を開始するとき
- ・ 加算の算定をやめるとき
- ・ 加算の区分を変更するとき

期限：加算開始の前月15日必着（消印無効） ※処遇改善加算等は前々月末。

注意事項

加算の要件を満たさなくなった場合や、加算の区分が下がる場合も、届出が必要です。
速やかに提出いただきますよう、お願い致します

届出先：

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 6階

神戸市福祉局監査指導部 障害指定担当

様式の取得方法

神戸市ホームページ「障害福祉サービス事業等の指定申請（事業者向け）」「障害児支援に関する事業者指定申請手続き（事業者向け）」からデータをダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html>

様式第5号（必須）

別紙1-1（必須）

別紙●（加算によって異なる）

※制度・様式が大幅に変更となるため、必ず最新の情報を確認のうえ、手続きを行ってください

処遇改善加算

6月以降に加算の算定を開始するとき

必要な書類

- ・ 加算届（様式第5号 給付費算定に係る体制等に関する届出書）
- ・ 加算届の別紙1 - 1
- ・ 処遇改善加算計画書

期限：加算開始の前々月末 例）7月1日開始の場合、5月31日

届出先：

〒650-8570 神戸市中央区加納町6 - 5 - 1 6階

神戸市福祉局監査指導部 障害指定担当

必要な手続き③ 処遇改善加算

様式の取得方法

神戸市ホームページ「処遇改善・ベースアップ加算の計画書の提出」からデータをダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/shogukaizentokutei.html>

※旧様式なので注意↓

様式第5号 (必須)

別紙 1-1 (必須)

計画書 (必須)

項目	算出額	特定加算	ベースアップ等加算	合計
令和4年度の算込額	円 00	円	円	円
算出額	円	円	円	円
特定加算	円	円	円	円
ベースアップ等加算	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

※制度・様式が大幅に変更となるため、必ず最新の情報を確認のうえ、手続きを行ってください

処遇改善加算

運営法人、加算の区分、就業規則などに変更があるとき（随時）

必要な書類

変更届（別紙様式4）

事業の継続を図るためやむを得ず福祉職員の賃金水準を引き下げて賃金改善を行う場合
（該当する限り毎年度）

必要な書類

特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

上記の届出先：

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 6階

神戸市福祉局監査指導部 障害指定担当

指定更新申請

指定更新申請書（様式第1号の3）

届出が必要なとき

指定があったときから6年

※更新を申請しなければ指定が失効し、新規で指定申請しなければなりません。

※更新期限の2か月前頃に神戸市から更新を案内します。

期限：更新の必要な事業所には別途案内をお送りしております。案内に記載された期日までに提出をお願いします。

必要な様式は以下のURLから確認できます。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-update>

届出先：

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階

神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

廃止・休止・再開届

廃止・休止・再開届（様式第3号、16号）

- 期限：廃止・休止届 → 廃止・休止の1か月前（廃止・休止できるのは、こちらに届出が到達した日から1か月後）
- 再開届 → 再開した日から10日以内（事前協議のうえ、変更届や加算届の提出が必要な場合はお忘れなきよう）

届出先：

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 6階

神戸市福祉局監査指導部 障害指定担当



情報公表制度（WAMネット）

- ・登録内容の変更は随時編集・申請してください。
- ・毎年度1回更新を案内します。変更がない場合も「承認申請する」をクリックしてください。
- ・令和6年4月から情報公表制度（WAM NET）への登録について、未登録の場合、減算がかかるなどの措置が取られることとなりました。登録がお済みでない事業所は速やかに登録をお願いします。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jouhoukouhyou.html>

TEL:03-3438-0250（受付時間:平日9時～17時）ヘルプデスク

※登録にあたっては、公開用のメールアドレスとは別に、システムからの連絡用メールアドレスを別途登録していただく必要があります。ご注意ください。



業務管理体制整備の届出

法人登記事項、事業所の名称、所在地、法令順守責任者、業務管理体制の内容に変更があった場合は速やかに神戸市福祉局監査指導部に届け出てください。

- ・業務管理体制の整備に関する届出

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/s hinse/gyomukanritaisei.html>

サービス管理責任者等の実践研修受講のためのOJT実施に関する届出

サービス管理責任者等実践研修の受講要件であるOJT期間を2年から6か月に短縮を希望する場合、届出が必要です。下記URLをご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/s hinse/jissenkensyutodoke.html>

電子申請届出システム

介護サービス情報公表システム__電子申請届出システムを利用して一部の申請や届出を提出することが可能です。利用する場合は「GビズID」の「プライム」「メンバー」の登録をしてください。

※「エントリー」は利用不可

なお、障害分野で同様の全国統一のシステムの構築が検討されており、本システムの利用は暫定的な措置です。

介護サービス情報公表システム__電子申請届出システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

(参考) GビズIDの取得方法

- ・ 申込には、所定の申請書と印鑑証明書が必要 (郵送申請)
- ・ 申込から取得 (審査完了) までに1～2週間

詳細はGビズIDホームページを確認→<https://gbiz-id.go.jp/top/>

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

電子申請届出システム

お問合せ先 ヘルプ ユーザ情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

- 申請届出状況確認**
申請・届出の状況確認、差異となった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請届出メニュー】

- 新規指定申請**
新規指定申請を行う機能
- 変更届出**
 - 介護保険事業の変更届出**
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
 - 法人情報に係る一括変更届出
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
- 更新申請**
更新申請を行う機能
- その他
 - 再開届出
 - 廃止・休止届出
 - 指定辞退届出
 - 指定を不要とする旨の届出 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請 ※
 - 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請 ※
 - 介護予防支援委託の届出 ※
※4から7は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ
- 加算に関する届出**
加算に関する届出を行う機能
- 他法制度に基づく申請届出**
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

操作方法マニュアルは
ここをクリック

届出の提出はここを
クリック

1. サービスの分類選択

総合事業

（サービス分類がないので暫定的にこちらを選んでください）

2. 都道府県選択

兵庫県

3. 届出先

神戸市

を選択して「次へ」進んでください。
電子申請届出システムでデータを提出する場合はPDFに変換して提出してください

電子申請届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ユーザ情報](#) [ご利](#)

[メニュー](#) > 他法制度に基づく申請届出

[届出先選択](#) > [届出者情報入力](#) > [添付書類アップロード](#) > [確認](#)

他法制度に基づく申請届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1. サービス分類選択

居宅施設 地域密着型 基準該当 総合事業

2. 都道府県選択

都道府県

3. 届出先選択

届出先

※指定権者区分が「政令市・中核市」、「その他の市区町村」となる場合には、指定権者選択においては、該当の市区町村まで必ず選択してください。

※選択した指定権者区分に応じて、様式入力画面で選択できる届出サービスの種類が変更となるため、ご承知おきください。

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に届出先自治体に確認をお願いいたします。

一時保存

次へ

メニューへ

令和6年度報酬改定

報酬改定による影響

処遇改善加算については、3種類の加算を一本化して加算率を引き上げることや、**ほぼ全てのサービスにおいて、基本報酬の見直しを図られること**となっており、**区分変更が必要になる場合は、改めて届出の提出が必要になることがあります。**

国等から様式等が示された時点で、以下の神戸市HPを通じてお知らせします。必ず最新の情報を確認のうえ、手続きを行うようお願いいたします。

【加算について】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html>

【処遇改善加算について】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/shogukaizentokutei.html#sinki>

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/syoguukaizenjisseki.html>



報酬改定に関する質問

- ・ 報酬改定に関する質問は、正確に統一して回答するため、下記ホームページ記載の質問様式でEメールにより受け付けます。電話の問い合わせはお控えください。
- ・ ご質問に対する回答は同ホームページに回答を掲載します。

【2023年度集団指導（障害福祉）】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/syuudanshidou/syogai-r5.html>

（インターネット検索ワード「神戸市 2023 集団指導」）